

横手市環境保全審議会議事録

日 時 平成24年8月21日(火)午後1時30分～15時00分
場 所 南庁舎 公室

出席者

審議会委員

佐川君子(学識経験者)
照井昌子(学識経験者)
佐藤ふみ子(婦人代表)
高山久子(婦人代表)
高橋梅谷(婦人代表)
佐々木とし子(婦人代表)
高橋一郎(環境美化推進員等)
久米靖穂(環境美化推進員等)
佐々木哲夫(環境美化推進員等)
菊地勝夫(環境美化推進員等)
佐藤孝治(環境美化推進員等)
伊藤洋二(学識経験者)
小野秀俊(企業関係者)
藪本孝一(司法書士)
佐藤哲紹(地域環境専門員)

以上15名

欠席された委員

高橋 彰(環境美化推進員等)
大和進也(環境美化推進員等)
田中政行(企業関係者)

以上3名

市長

五十嵐 忠 悦

副市長

佐藤 良 吉

事務局

小丹茂樹(市民生活部長)
菊地晴男(市民生活部次長兼生活環境課長)
佐藤 勉(生活環境課廃棄物担当副主幹)
佐藤孝之(生活環境課環境担当主査)
近江秀和(生活環境課廃棄物担当主査)
佐藤和広(生活環境課環境担当副主査)
鈴木崇仁(生活環境課廃棄物担当副主査)
佐藤絹子(生活環境課環境担当主任)

以上10名

(出席者合計人数25名)

1. 開会

2. 市長あいさつ

みなさんどうもご苦労様でございます。連日、猛暑が続いております、今日も多分 35℃を超えたのかなと思いますけど、熱中症等々で救急搬送される方も大変多うございまして、先週末は二日間で二桁の方が、救急搬送されたということで。スポーツ大会をやっていますと選手より応援している方々になってしまうなんていうことも多うございました。いろんな呼びかけをしていますけど、のどからっからというのはまあ大丈夫だろうと捉えるようではありますが、実際はこの暑さであります。どんどん体力を消耗して水分が足りなくなっているという状況なわけでございます。まだまだ暑さは続くわけでございますので、ぜひ皆さまにもお気をつけいただければと思います。

本日司会の菊地課長から申し上げましたとおり、環境保全審議会の従来のやり方を少し変えて、皆さまにご案内申し上げ、お集まりいただいたところでございます。ありがとうございます。市の抱える環境に係わる課題は様々あるわけでございますけれども、その内のひとつが、現在、様々な作業を進めてあります、三陸の 3.11 被災地における、震災がれき、可燃物でありますけれども、この処理の課題でございます。今までも説明してまいりました。また、新聞報道もございましたけれども、岩手県の野田村におきまして、この審議会の皆さまからもご参加いただきましたが、現状をよく見ていただきながら、そして厳格な調査をする中で、横手市と変わることはないレベルであるということが、しっかり把握できましたものですから、私ども、先般、市内で説明会をいたしました。そして今晚も説明会をいたしますけれども、広く市民の皆さま、就中、環境に大きなご貢献をされております審議会の委員の皆さまにも詳しく申し上げて、そしてご意見を賜りながら、結論を出していきたいなと思った次第でございます。そんなことでの従来と違ったご案内の仕方をいたしましたけれども、どうぞ私どもこれから詳しい説明を申し上げますけれども、様々なご意見を賜ればと思います。大変暑い中お集まりいただきました。重ねて御礼を申し上げます、御礼とさせて、またお願いを申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

3. 会長あいさつ

お暑いなか、特にお盆過ぎのお取り込み中にお集まりいただきまして皆さんどうもありがとうございました。なお、市長様はじめ、副市長様、皆さまがご臨席いただける直接意見を申し上げる機会というのはなかなかないと思いますので、忌憚ないご意見、お考えをここで承りたいと思っております。なお、前回は 2 月 24 日、大変寒い日でしたが、今日はまた記録的に暑い日、この次はまた寒いのかななんていうふうに考えてますけれども、私事でございますが、喉を痛めておまして、風邪を引いております関係上、声が届きにくいところがあるかもしれませんが、どうぞお赦しいただきたいと思っております。それでは、今日の審議会進めたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

4. 議事録署名委員の選任

名簿順にお願いすることとし、高山久子委員、高橋梅谷委員を選任

5. 案件

(1) 震災がれきの受け入れによる環境への影響について・・・資料1～2

(会長)

それでは、今日の非常に大きい案件でございますが、「震災がれきの受け入れによる環境への影響について」ということで、ご説明をいただきたいと思っております。

(佐藤副主幹)

はい。それでは改めまして、廃棄物担当の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。はじめにですね。皆さま方の資料にございます、「災害廃棄物受け入れに関する横手市の対応について」ということで、1枚のペーパーにまとめてございますので、こちらの方から簡単にご説明を進めてまいりたいと思っております。お手元にございますでしょうか？

それでは1番上の方ですけど、昨年3月に発生いたしまして、その後、昨年の10月5日でありましたけれども、岩手県の方から秋田県の方へ災害廃棄物の広域処理について正式に要請があったということで、ここを起点に資料にまとめているところでございます。年が明けまして1月16日でありますけれども、秋田県の方から横手市に災害廃棄物の受け入れについての意向の打診がございました。市の政策会議におきまして、安全に処理できることを確認した後、受け入れする方向で、その体制の受け入れの方向性を確認したところでございます。ひとつ飛びまして、4番にありますけれども、3月19日でしたけれども議会の方から、東日本大震災で発生したのがれきの受け入れに関する決議ということで早期に震災がれきを受け入れするよう決議をいただいたところでございます。

6番目にありますけれども、4月24日、現地調査ということで、本審議会の委員の方、照井委員さんと久米委員にも大変ご難儀をおかけしたところでしたけれども、実際に岩手県野田村の被災地の方へまいりまして、その状況の確認、また空間線量の測定等をしてまいったところでございます。それを経まして、実際に最終処分場がございます平鹿地域の荒処町内会での説明会、また処理する予定でありました東部環境保全センターの地元であります朝倉地区の市民地域会議で4月27日にそれぞれ説明会をした後に、5月12、13日に市民を対象とする説明会を開催しているところでございます。この説明会におきまして試験焼却等を通じて、安全性の確認をしたうえで受け入れを検討してまいりたいということをご説明してまいったところでございます。5月30日には市民の皆さんを対象に現地の視察を行いまして、市民の方27名参加していただいたところでございます。

実際の試験焼却でありますけれども、16番にございます、試験焼却は7月10日から4日間行いました。その前、6月29日には現地野田村での現地確認調査、7月2日には事前調査、また7月23日には事後調査ということで、一連の安全確認作業を行っているところでございます。19番にございますけれども、8月10日、11日にあさくら館におきましてその結果を報告し、安全性の確認をさせていただいたということをご報告いたしましたところでございます。その後、本日でありますけれども、環境保全審議会の委員の皆さまに対しましても、その旨を報告いたしまして、また本日の夜であります、最終処分場がございます平鹿地域の荒処町内会で結果を報告するといったようなところで、現在の流れを説明させていただきました。この後、7月10日からおこなわれました試験焼却の様子を2分程度ですけども、ビデオに撮ってございますので、こちらの方ご覧になっていただきたいと思っております。

～試験焼却の録画観賞～

(佐藤副主幹)

簡単でしたけれど、試験焼却の様子、ビデオでご覧になっていただきました。ここからは具体的に試験焼却の結果につきまして、説明を進めてまいりたいと思います。お手元の資料1と内容がほぼ同じですので、資料につきましては後程数値を確認する際にご覧になっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは説明の方を進めさせていただきたいと思っております。実際に7月10日から13日にかけて行いました試験焼却の内容でございますけれども、施設は東部環境保全センターで焼却、焼却後の灰につきましては南東地区最終処分場の方へ埋立てるということでございます。実際に岩手県野田村から破碎後の廃棄物を4t車2台で搬入したわけですが、合わせてそちらの量は9tで、それに横手市の一般可燃ごみ56tを合わせまして焼却をしたという内容でございます。時間毎の経過でありますけれども7月10日には、午後4時30分に搬入されまして、その日は横手市の一般ごみとの攪拌のみで終えております。11日の朝から実際に焼却を開始したということでございまして、実際の焼却作業そのものは午後7時に終了ということで、作業時間は11時間ほどということになります。11日に処理した焼却灰ですが、安全性の確認をいたしまして、12日の午後に焼却灰の搬出することで南東地区最終処分場の方へ埋立をしています。12日も同じようなサイクルで繰り返し行いまして、最終13日の午前9時過ぎに焼却灰を搬出、南東地区最終処分場へ埋立てたというところで、試験焼却は終了ということでございます。

試験焼却の前に6月29日ですが、岩手県野田村で事前確認調査をしております。また7月2日には、横手市内において、実際に調査する前の状態を確認するための事前調査を行っております。試験焼却が終わりまして、7月23日には事後調査ということで、試験焼却によるその後の影響がどういふふうにあったかどうかというのを確認するための調査を行ったということでございます。試験焼却のフロー図と主な測定項目ということで表にまとめておりますけれども、岩手県内での作業としては選別破碎エリアの空間放射線量、災害廃棄物そのものの濃度の測定、またPCB濃度の測定、アスベストの測定等を岩手県内で行っております。秋田県内、東部環境保全センターに入ってまいりまして、空間線量、それから敷地境界、土壌、排ガス等の測定を行うと。最終処分場におきましても敷地境界の空間線量、また土壌の調査、それから水の調査といった点を測定しているということの内容でございます。

(スライドで資料を観ながら)あらためて岩手県野田村の位置関係を確認したいということで載せておりますけれども、青森県境に位置するところがございますけれども、距離的にいきますと、福島第一原発からの距離、直線距離にして横手市で約210km、野田村だと300km離れているということで、資料に載せてございます。先ほども申しました4月24日、事前調査ということで、こちらの審議会の方からも照井委員さんと久米委員さんに実際に野田村の方へお出かけになっていただきまして、現地の状況を確認していただきました。その時はこういう感じで本当に山積みしているという状況をあらわしています。6月の末にようやく山積みになった災害廃棄物の破碎施設が完成いたしまして、こういう感じで大型のビニールハウスではないですけども、飛散防止のための施設を整備したということでございます。これが中の様子なんですけども大型の機械で破碎するエリアとそれからこちらの写真については、機械選別した後に、人の手選別で可能な限り分別をするといった作業を写真に撮ってきたところでございます。こちらについては選別後の災害廃棄物の様子でございます。こういう感じでほとんどが木質形といいますか、木の廃棄物という状況でございます。野田村におきまして主な測定項目でありましたけれども、先ほども申しましたとおり選別エリアでの空間線量、廃棄物そのものの放射性セシウム濃度などの人体に悪影響を及ぼすのではないかとといったようなものについて測定をしております。また、

運搬車両の積込時にも改めて空間線量を確認しまして、安全性を確認したものを横手市の方に運搬してくるといったような手順でございます。これは実際に廃棄物そのものに放射性セシウムが一体どれくらい含まれているのかといったところを調べるため、PCB濃度を測定するためのサンプリングの様子でありまして、専門の業者さんの手によりまして、等しく混ぜ合わせたうえでサンプリングしている様子を写真に撮ったところでございます。災害廃棄物の放射性セシウム濃度でありますけれども、この時調査したものにおきましてはセシウム134、137共に不検出といったような状況でございます。こちらPCB濃度ですけれども、こちらにつきましても不検出といった結果になってございます。こちらはアスベストの濃度でございます。県のガイドラインの目安値が10を超えないことというふうに定められてございますけれども、実際の結果につきましても0.11ということで、県のガイドラインを大幅に下回る結果ということでございます。こちらが災害廃棄物の搬入車両の様子ですけれども、このように飛散しないようにきっちりカバーをかけまして、こちらの方に搬入をしてきているということでございます。また、入ってきまして空間線量を確認しているところでございます。車両出発時、それから到着時の空間放射線量率でありますけれども、10日、試験焼却1日目ですけれども、車両の左右で測ったものが0.06から0.07という結果でありますけれども、バックグラウンド、実際に廃棄物の影響を受けない、それなりに離れた場所で測定した濃度が0.06ということでありますので、まあほとんど変わらないといったようなことが分かっております。11日につきましても、同じように車両のすぐそばで測った空間線量ですとバックグラウンドはほとんど変わらないところです。また東部環境保全センターに到着した時にも同じように測りました。車両の左右では0.03から0.04マイクロシーベルト。同じようにバックグラウンドでは0.04ということで、これについてもバックグラウンドとほとんど変わらない数値ということでございます。

ここからは東部環境保全センターで調査しました内容について説明を進めてまいりたいと思います。東部環境保全センターでの主な測定項目ですけれども、先ほどのように、運搬車両が到着した時の空間放射線量です。それから敷地境界も同じように測ります。周辺土壌、それから主灰、飛灰、これについては、放射性セシウム濃度ということで、そのものに含まれる濃度を調査するというところでございます。その他、排ガスについてもセシウム濃度の他にダイオキシン濃度についても併せて調査するというところでございます。その他、周辺地域における空間線量率も、影響を見るための調査もいたしました。また、可燃ごみ、いわゆる横手市のごみそのものに放射性セシウム濃度があるのかないのか、そのあたりも確認するための調査を行いました。また、先ほどもお話しましたがけれども、野田村の実際の廃棄物についても同じように放射性セシウム濃度を測っているところでございます。これが東部環境保全センターで、先ほどのビデオにも写っておりますけれども、同じように専門の業者さんの手によりましてサンプリングをしている様子でございます。野田村の災害廃棄物の放射性セシウム濃度の結果でありますけれども、いずれも不検出ということでございます。これは排ガスの測定の様子を写したものでございまして、これについても測定をさせていただいたということで、こちらが結果になります。炉は2つありますので、それぞれの炉で測りましたけれども、一号炉二号炉共に放射性セシウムに関しては不検出といったような結果でございます。それから焼却灰のサンプリングの様子を写真に写しております。焼却灰のセシウム濃度の結果でございますけれども、燃え殻であります主灰、これについては事前調査の7月2日の段階では、セシウム134は不検出。セシウム137が8.1ということで、わずかながらセシウム137が検出したところでありましたけれども、試験焼却の7月11日に測定した結果では、共に不検出といったような結果でございます。また、飛灰固形物ということで、バグフィルターで補足された煤塵なんですけれども、こちらについては事前調査ではセシウ

ム134、137併せて40ベクレルの結果でありましたけれども、試験焼却の際に測定した数値では31ベクレルということで、横手市のものとほとんど変わらないということが分かったということでございます。平鹿地区荒処にあります南東地区最終処分場の様子ですけれども、こちらの方でも同じように敷地境界の空間放射線量を測ります。また、敷地境界の土壌の放射性セシウム濃度も測りました。それから周縁の地下水、それから下水道に放流しておりますので、そちらの放流水についても、放射性セシウム濃度を測定をしております。構内土壌の放射性セシウム濃度の測定結果でありますけれども、事前調査でやりました7月2日の結果、それから事後の7月23日の調査結果共に、土壌から放射性セシウムは検出されませんでした。それから、放流水と地下水のサンプリングの様子でありますけれども、こちらは下水道放流水のサンプリング、こちらは地下水の採取の様子であります。こちらについても、調査結果については事前調査、事後調査、共に不検出という結果でございます。試験焼却のまとめということで説明してきましたが、災害廃棄物の搬入から焼却、その後の灰の埋立、最終処分まで支障なく処理が可能であったということが確認できました。また、災害廃棄物に含まれる放射性物質濃度、それからPCB濃度、排ガス、焼却灰の放射性物質濃度など、調査をいたしました全ての測定の結果、数値には全く問題がないということが確認できたということでございます。特に心配されておりました放射能の関係につきましては、通常処理している横手市のものとほとんど同じであったということがこの調査で確認ができました。ということで、この後、通常のごみ処理の業務に支障をきたさない範囲での受け入れが可能ではないのかと、いうふうに考えているところでございます。こちらでの説明は以上になります。ありがとうございます。

(会長)

ただ今、ご説明いただいたことになりますけれども、ここからは2つに分けて会を進めていきたいと思っております。ただ今のお話で、どのようなご質問があるかという、質問の項目がひとつ、それが出尽くしたところで、皆さんの考えやご意見などを承りたいと思っております。今のお話でお分かりにならなかったことや、もう少しここが聞きたかったということなどございませんか？

咄嗟のことでなかなか大変かもしれませんけれども、数値が非常に多いので、しかも専門用語も入ってきておりますので、なかなか理解が困難であったとは思いますが、何かご質問ございませんか？なければ、私職務を忘れて、ちょっとこの司会の席を外れて質問させていただきたいんですが、よろしゅうございますか？皆さんにお伺いします。これ意見ではなくて質問です。ちょっと分からないところがありましたので教えていただきたいんですけれども。この数値、測定ということになりますと、やはり数字で出さないと市民にはなかなか理解が難しいなと思ひまして、もっともだと思ひます。ただ、莫大なメータ、手数、業者、このあたりはいかがなさいましたでしょうか？測定の器具ですね。具体的に言いますと、測定の器具、それから専門業者に委託した場合、どのようなことになったのかということ。PCBひとつにしても、もちろん放射線も、あちこちのものを測定しているわけですから、あの高い機械が一機で間に合うわけではないと思ひますので、どのようにお進めになられたか、そのあたりを教えていただけないでしょうか？

(佐藤副主幹)

今回の試験焼却につきましては、秋田県と合同で進めたものでございまして、実際にこちらの試験焼却に関する業者への依頼等に関しては秋田県の方で発注といたしますか、段取りをして進めたというところがございますので、詳しいところは承知していないところもございまして、

いずれ市の単独で行いました、空間放射線量の関係につきましては、生活環境課の方に機械が一台あるんですけども、シンチレーションのサーベイメータでガンマ線を測る機械なんですけれども、その機械を使って、われわれの方で測りました。それから、野田村のがれきに含まれる放射性セシウム濃度、横手市の一般ごみの中に含まれる放射性セシウム濃度、これについては横手市単独で、その安全性を確認する必要があるだろうということで、市の単独で行いました。これについては、秋田市の専門の業者さんに、簡易測定ではなく精密測定の機械を持ってらっしゃる業者の方に調査の依頼をしたということでございます。もちろん、県の健康環境センターの方にもそういう測定機械があるということで、県の職員の方で測定なされたというものもございませうけれども、同じように、われわれが委託した業者と同じところに委託をしたとゆうものもあると聞いております。

(会長)

分かりました、ありがとうございます。何か他に皆さんございませんか？

(佐藤孝治委員)

すみません、よろしいでしょうか？横手市の可燃ごみと混ぜて焼却しているわけですけども、何か理由付けはありますか？

(佐藤副主幹)

この後ですね、9月以降の早いうちに受け入れをしたいということで、試験焼却等の安全確認作業を進めてきたところでありますが、横手市のごみに関しては冬場が特に少なくなると、夏場はそれなりの量あるんですが、冬場、雪が降りますと例年ですとごみ量が少なくなると、その中で野田村の廃棄物の受け入れについては、定量持ってくるということになりますので、先行して試験焼却を行いました秋田市もそうなんですが、市そのものごみと震災がれきを、混焼率という言葉で新聞等にも載ってましたけれども、いわゆる混ぜ合わせる割合が、秋田市の場合は15%ということで進めたというように新聞報道なされておりますが、横手市の場合、冬場にごみが少ないときに5t入ってきた、それが混焼割合としては一番高いだろうという想定の中で、試験焼却を行いまして、今回の試験焼却における混焼割合というのは14%位ということで、そういう前提条件で試験焼却を行ったということであります。

(会長)

よろしいですか？

(佐藤孝治委員)

はい。

(会長)

他にどなたか何かございませんか？

(伊藤洋二委員)

よろしいですか？東部環境保全センターに野田村のがれきを受け入れたわけですけども、出発するときに0.06と0.05マイクロシーベルトということですが、着いてみたらそれが低

くなってるんですよね。これって時間経てば低くなるもの？なんでこういう違いが出てくるのか？

(佐藤副主幹)

結局ですね、バックグラウンドという数字がそもそも違うということで、廃棄物の仮置き場から充分離れたところで測定をすると、それががれきの影響を受けない、その地域の野田村の元々あった線量ということでお考えになっていただきたいんですけども、(スライド提示して)スライドありますけども、結局野田村のバックグラウンドが0.06だと、がれきの影響を受けない線量が0.06。で、東部環境保全センターではがれきの影響を受けないバックグラウンド濃度が0.04ということなので、そもそもその土地その土地の線量というのは、わずかですけどもこれだけ差があるということでもあります。一般的に花崗岩なんかがあって西日本なんかはバックグラウンドがもっと高いといったような地域もあるようですので、その土地その土地のバックグラウンド濃度というのは違うということでございます。実際に車両のそばで測ったものとバックグラウンド濃度はそんなに変わりませんので、これから推測できるのは、そのがれきを持っている線量というのはほとんどないといったことが、客観的にこの数字から読み取れるというふうに思っております。

(会長)

よろしゅうございますか？

(伊藤洋二委員)

はい。

(会長)

他にご質問ございませんか？それでは時間も進みますので、もう一件をご考えを承りながら、その中にもしご質問がありましたら、混ぜていただいて発表いただければと思います。私はこう考えるというご意見をどうぞご忌憚なくおっしゃっていただければありがたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか？なかなか難しい問題ではあるんですけども。まあ中長期的というか、かなり長期間に渡る可能性があるのか、その見通しがまだ出てませんので、なかなか話しにくいところもあるかもしれませんが、何かお考えが、なければ、そういう立場にたってお考えになって下されれば、最終処分場の近くの人だとか、あるいは運転手だとか、その仕事に係わるとか、あるいは子供さん達のことお孫さんたちのこと、などなど考えながら、とりあえず大丈夫だとゆう考えなのか、もう少しこうゆう点を考慮してほしいだとか何かございませんか？

(伊藤洋二委員)

よろしいですか？横手市内には野田村から運ぶことを徹底的に反対している人がいると思うんです。なんぼこういうふうにな検出不検出、99%不検出だと言っても、野田村から持ってくるのはダメということで市にいつてるんです。不検出でもダメだと。とにかく被災地から持ってくるのはダメだと。ということで、どういうことで徹底的に反対してるんでしょう。

(市長)

では私の方から。市内にありますあさくら館で2回ほど説明会をいたしました、先ごろ。その

時に今、伊藤さんからおっしゃたような、質問された方がおられました。私達はその質問から受けた感じでありますけども、放射線量は日本中どこ測ってもゼロというのはありえないと思っております。それは今回の3.11以前から、多分この地域にもあったものと想定されます。そのことも含めて、正確にはおっしゃいませんけども、ゼロでなければいけないという方のご意見でありました。それは現実的にならないだろうと、私は思っています。そういう答えをしました。それともうひとつは、野田村は本当に横手市とほとんど変わらないレベルであります。従って、横手市の環境に大きな影響を与えるものではないという説明を申し上げてはいるんですけども、なかなかそのことは理解していただけない。聞いて、そうだとかそうでないとかの反応もいただけなかった。ゆうことで、その辺になりますと噛み合わないというか、そういうふうなご意見であったなと思っっているところです。以上。

(会長)

よろしゅうございますか？

(伊藤洋二委員)

はい。

(会長)

ゼロでないということは確かですね。どこも。

(伊藤洋二委員)

それでもダメだっていうのはよく分からない。

(会長)

他に？それでも私はやっぱりそういう人の気持ちも分かるなんていう、方がいらっしやいませんか？ゼロということはやっぱりありえないんですね。同じ秋田県の中でも八幡平方面にいきましたともっと高くなります。あそこに皆さんご存知のように北投石がありますのでバックグラウンドなんてもんでありません。明らかにガイガー計測器、その他の計測器がグンとあがりますし、それから今、花崗岩とおっしゃってくれましたが、その通り。秋田県に花崗岩ができる場所が2箇所あるんです。ひとつは太平山ですね。あれが本当はずっと下にあるべきものが隆起してきてあそこまでいった、それがひとつ。それから男鹿半島の突端です。入道岬のところ。あそこにも花崗岩があります。基盤岩です。あれが従って地殻というか、地球の皮が薄くなっているところ、ああいうような場所にいきますと、やはり跳ね上がりますね。大分針が動きます。元々あるということではゼロではないという、おっしゃるとおりと思いますが、そのあたりご理解いただけないとなると、ちょっと難しいですねこれは。まあゼロにしなくちゃいけないとなるとなんで地球にやってきたのか、なんでここに生まれたのかとなってしまふ。そういうことではないのです。ただ、私の考えではやはり見通しがですね、いつまでこれ続くのか、なんでそここのところにごみ処理場が、よく見ると破碎帯を造って下さってて、しかも手で選別しているという非常に大変なところの作業をしているんですけど、あの辺に国でなんでどんとね、燃やす場所を建ててくれないのかと、建ててくださっていて、なおかつそれで間に合わないから、あちこち、ちりぼりちりぼりとトラックで運んでくれというのだったら、なんとなくこう分かるんですけども、これが延々といつまでも続くのかという、というのでさっきのメータの話になったんですが、もう最後になる

と県でも、あっちでも受け入れるこっちでも受け入れるとなると、市としてメータをやはり何個か保有してないといけないということになってしまうと思うんですね。そうすると特別に予算もかけなきゃならない事態が出てこないという保障はないわけで、そういうことから考えると、ここについて国を論ずるのもなんですが、国の見通しが無いということが非常に、われわれ受け入れ体制に不安を与えるという材料になるのかなと、そういう考えもあります。私としてはゼロはありえないので、しかし困っているときはみんな同じなので少しだけでも助けてやりたい。まあ、いらした方はお分かりだと思いますが、がれきを見てですね、あれをまざまざと見せ付けられて、あれがもし日本海だったらどうするのかと、横手は海岸でないからいいなんて問題でもないだろうという、そのあたりを考えますとやはり受け入れて一日も早く処理してあげたいと思いますが、その見通しが無いというのが非常に残念に思いますね。そのあたり、市長さんなんといったものですか、国としては。

(市長)

新聞報道にあるとおり、がれきの量を調べたら思ったよりは大分少ないということが分かっているのでありまして、秋田県内においてもこれ以上受け入れる必要性はないと、試験焼却やったところだけでなんとかできそうだというの見通しとしてあるようです。従って、この辺でいうと大仙、あと湯沢、秋田市、由利本荘、こういうところで処理できるだろうと、われわれも当初から一年半位協力すれば処理できるんじゃないかというふうに思ってますんで、そういう見通しの中にいますけども、もしかしてそれも若干前倒しに短い期間で終わるのかもしれないというのは、見通しを持っています。それと国においても先生おっしゃったように野田村近辺に焼却施設を造ればということでもありますけれども、確かにもっともなご意見だなと私どもも思っています。ただ大規模な焼却施設というのは、環境に対する影響調査等々したり、いろんな意味で設置に時間がかかるのが現実でありまして、そういう意味では、造るまで時間がかかって、造ってからじゃあ何年…、その焼却施設ずっと使う必要なくなるわけでありまして、そういう意味では非常に効率が悪いというような判断があるようです。ただ、岩手県内においてもちょうど焼却施設を更新する時期にあたっているところは、新しいのを造ってそれを野田村以外の南の方の岩手県のがれきを受け入れて焼却処理するということもあるようであります。岩手県全体としては自前でやろうという努力をしながらも、野田村等含めて、岩手県県北の方はなかなか自前でできないということで、秋田県と協定を結んで、一部われわれが引き受けるという形で検討を進めておりますので、確かに先生おっしゃるとおりあそこに造ればいんでねかと、そのとおりだと思うんですが、まあ物理的に、ぱっと造ってぱっとやめるというわけにはいかないというような現実があるようであります。

(会長)

まあ、こちらクリーンセンターの問題も、ついこの間までひっかけておりましただけに、ちょっと問題なわけですけども。他になにか皆さん伺いはありませんか？あるいは、おっしゃることはもっともだとか、私達の手で協力してあげましょとか、いやそれは困るとかなにかございませんでしょうかね？

(照井昌子委員)

照井と申します。視察をさせていただきました。大変貴重な時間だったと今も思っております。行くまでは皆さん同じだと思うんですけども、是非助けなければと、大変高飛車な言い方をす

るとなんですけれども、やはり自分だったらという思いで行って来ました。ですけれどもやはり不安というのはどうしても拭い去ることができないままバスに乗って行ったわけなんですけど、向こうに着きまして、皆さん同じかもしれないが実際に見た感じはですね、報道とは、全くといっては語弊がありますが、本当に受ける感じが違いました。野田村の職員の方から説明を受けて、さらにそういう感を強く受けました。ごみの仮置き場というのは11箇所あるということだったんですけど、その内の見させていただいたのが2箇所でしたが、そこまで行く途中で宇部地区というところもバスから見ました。この宇部地区というところは隣の久慈市にあるんですけど、どうして久慈市のところに野田村のがれきがあるのかなあと思ったんですけども、置きたてられないとか、まあそういう状況で、隣の久慈市も同じ状況ではあるんですけども、岩手県内でそうやって融通しあっているんだなということをお聞きしました。そこでも長く置くことはできなくて、その宇部地区のごみをまた米田というところに持ってくるとか、いったりきたりというようなこともやっているということをお聞きして、テレビで見るのとはまた別のいろんな事情があるものだなと思ってまいりました。私としましては、先ほどの空間線量ですね、これを自分の目で確かめまして、それでひとつこれは安全な基準であるということをお教えいただきまして、心情的にはごみの山がですね、まだ暮らしてる生活の品々がものすごい山積みになって、それが何箇所にもまだあるということをお聞きすると、自分の身に置き換えて、これが自分の家だったらということをお考えざるをえないような状況でしたので、でまた今の市長さんのお話にもありましたこの後のことなんですけど、説明では三年以内に処理するというお話でしたので、じゃあ三年かかるんだろうかという思いで帰ってまいりましたが、市長さんのお話で一年半位というお話をうかがいましたのでまたひとつほっとしたところがございます。私といたしましては、できる限り協力できるところは協力してあげられたらいいなというふうに思っております。以上です。

(会長)

そのようなご意見のようなんですけれども、実際に見てこられた方がそれを実感として感じられたと。他にいらっしゃいませんか？

(久米靖穂委員)

私も照井さんと一緒に行ってきたものでございますけども、非常にテレビなんかで見ているよりも、壮大ながれきで、これはもうままならないと、そういう感じが第一でした。バスで出発する前にここでもメータで調査したんですけども、その数値と野田村のがれきの数値とほとんど変わりがありません。そういう結果でございまして、それならばやっぱり横手市では協力しなければならぬというように思った次第です。それでさっき話しが出ておりましたゼロでなければならぬと、そういう人も中にはいると、しかし市長さんのお話されたように、実際にはゼロというものではないということです。それでもしですね、今の持ってきたがれきを少しでも少なくするためには、私達が十文字で試験しておりますEM活性剤、こういうものがあるわけです。これを持ってきたがれきにかけて発酵させますと、数値が一ヶ月位で半減するわけです。それから処理をしますと、灰であったり煙ですか、いわゆるそのさうゆうものが半減すると、そういうふうにお考えますんで、そういう人達に納得してもらうためにはですね、持ってきたものをすぐ焼却するのではなくて、例えば冬場が量的に処理する能力があるとしたならば、横手に持ってきて一箇所に置いてですね、そこにEM活性機を、EMというのは皆さんご存知だと思いますけれども、有用微生物なんです。これをかけて発酵するとですね、放射能とか半減するというのが大学の先生の研究によって明らかになっております。そういうこともひとつ取り入れて、より少なく、そ

ういうものを減少させることもひとつの方法じゃないかと、そういうふうに思います。横手市でも確か、菊地次長さんが機械を持ってきてるはずで、そういう活性機なんかも作っていることと
思いますので、そういうことが…、どうですか？

(菊地次長)

EM菌につきましては、作る機械については市内の方で今使っておりますけれども、今、実際に使っているのは沼とかそういうところに撒いて使っている状況でございます、今、委員の方からおっしゃったご意見についてはお伺いしておきまして、そもそもこちらのごみとなんら変わらないということですので、EM菌につきましてはこの件としてはお話としてうかがわせていただきます。どうもありがとうございました。

(久米靖穂委員)

ただ、話が出たように現地で説明会やると、ゼロでなければ絶対ダメだという人がいるでしょ。出てきているというさっき、話でした。そういう話であれば、まあゼロには絶対ならないけれども、今の数値もまた、さらに低い数値で焼却すると、そういう説明ができるんじゃないかと、そう思うわけです。

(菊地次長)

実際にEM菌を使ってやるとなれば、その辺がどこでどういうふうにかけるのかという、いろいろなことがございますので、その辺のところはご意見としてうかがわせていただきます。

(久米靖穂委員)

横手でもEM活性機を作っておるし、われわれも十文字でいろいろ研究してそういうものを作っているわけです。だからそういう話し合いをして、よりよいそういうものを作り出して持っていったほうが良くないかという私の考えです。

(市長)

今、久米先生がおっしゃったEM菌が、災害がれきに有益だということ、私自身もよくわかってないので、これは担当とよく聞いてみたいと思います。併せて、そういうふうな効果が認められるとすれば、これは秋田県、大仙も含めて何箇所も受け入れるわけですので一緒になってですね、野田村さんと話をする、まあ県を通してですね話して、そういう効果が期待できるのであれば、むしろ現地で使うことも可能だろうし、その辺、検討させてもらいたいなと思います。ありがとうございます。

(会長)

そのように検討お願いするということで、ご理解いただきたいと思います。他にいらっしやいませんか？ないようでしたら、私達、諮問に預かるということは、今回の会議の趣旨ではございませんけれども、当委員会として環境に影響がないものと考えするというまとめでよろしゅうございますか？そのようにまとめて、ちょっと無理ですか？この会では横手市の環境には影響がないものと考えられると、そういうようなまとめ方で、ご無理でしょうか？よろしゅうございますか？諮問ではないので、皆さんにもし異存がなければ、そのようにまとめさせていただきたいと思うんですけれども。如何でございましょう。意義ないものと認めて、そのように市に今日の報告を

させていただくということにいたしたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。

それでは、引き続きまして次の案件に移らせていただきます。今日の案件のその次、食品の放射性の問題ですが、これについてご説明をお願いしたいと思います。

6. その他

(1) 食品の放射性物質検査について・・・資料3

(佐藤主査)

お疲れ様です。生活環境の佐藤孝之です。4月から異動になってきたところです。どうぞよろしくお願いたします。それでは、私から食品の放射性物質検査についてご説明申し上げたいと思います。本日お配りした食品中の放射性物質の新しい基準値についてという、今日、机の上に置かせていただいた、カラーのこれです。こちらの方ご覧いただきたいと思います。これは消費者庁のホームページに掲載されている資料なんですが、福島第一原発の事故後、国では食品中の放射性物質の暫定基準値、こちらの方を設定して基準値を超える食品が市場に出回らないように出荷制限などの措置をとられてきました。それで暫定基準値が下回っている食品は健康への影響はないと一般的には評価されておりましたが、より一層食品の安全と安心を確保するために、緊急的な対応ではなくて、長期的な観点から新たな基準値を設定するというで今年の4月1日からこの新しい基準値が施行されております。今日、お配りしているペーパーなんですけれども、こちらの方に新しい基準値が書いてあります。食品と飲料水については10ベクレル/kg、そして牛乳については50、乳児用食品については50、そして一般食品については100ベクレル、というような新しい基準値が書いてあります。それでこの資料につきましては、その他の飲料水はどのようなものかとか、食品の区分とか、基準値はどのように決められたとか資料の裏の方に記載されてあります。こちらの方は後でご覧いただきたいと思います。私の説明したいのが、次の一般食品基準値100ベクレル、どれくらい人体に影響があるかということなんですけれども、ホチキスで閉じてある2枚目の資料をご覧いただきたいのですが、これも消費者庁の資料なんですけれども、字が細かくて恐縮なんです、枠に囲まれて書かれているところがあります。この資料で読み取れるのは、100ベクレルのものを1kg食べた場合に、どれだけ影響があるのかということを書いてあります。それでその影響というのは、1kgの食品にセシウム137が100ベクレル含まれていた場合は0.0013。これ一番下の数字です。それでこの数字は、胃のエックス線の集団健診、皆さん集団健診受けますよね。それは0.6ミリシーベルトというような影響があると。こちらの方で読み取れるのは非常に100ベクレルのものを口にしたところで影響があるということを示している資料です。

この新しい基準に基づいて、食品の安全安心を確保するために食品中の放射性物質を測定できる機器を横手市の方で購入しまして、昨日8月20日から検査を開始しております。あらかじめ皆さまに送付させていただいておりますので、資料3という形でご覧いただいておりますでしょうか？ペーパーの1枚ものです。こちらの方に検査概要が記載されておりますので、今日は要点だけ説明させていただきます。この検査は簡易型のガンマ線スペクトロメータという機器になってございます。一般食品に含まれる、一般食品というのは野菜とか肉、魚等です、に含まれるセシウム134、137を検出するものです。検査対象、この当市の検査室で実際にどのように検査するかということなんです、市民の方々が持ち込んだ食品だとか学校等の給食食材、それから保育園の給食食材、市内で生産される農産物、こちらの方を測定して皆さんにお知らせしたいと思っております。こちらの方の検査費用につきましては無料でやらせていただいております。一検体測るのに大体1時間位かかります。ですので、1日大体6検体というかたちで今の

ところは実施させていただいております。検査結果につきましては、1時間位で検査結果出ますので、持ち込まれた方に検査結果をお伝えするほかに、市のホームページで、品目、産地、それから測定数値などを公表していきたいと考えております。この食品検査につきましては、平鹿地域振興局、保健所です。保健所の2階の方にも同じような機器を設置して検査しておりますし、秋田県の生活センターでも同じようなかたちで、給食食材ですけども検査しています。こちらの方から指導を仰ぎながら、昨日から始めております。食の安全ということで、県、市と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。県の方に給食食材が測れるようになったのが去年10月頃だったと思いますが、それからずっと不検出ということでホームページに記載されております。不検出というのは、先ほどからいろいろ出ておりましたけれども、どういふことなのかということですけども、われわれの購入した機械、300万位なんですけども、その機械で測れる限界、下の限界が大体10ベクレルです。大体その位が検出下限値です。先ほど佐藤副主幹が申しましたゲルマニウム半導体という、これ2000万位する機械だそうなんですけども、こちらの方が大体その一桁下まで測れるという検査機器となっております。当市の考え方といたしましては、まず持ち込まれた食材を当市の簡易スペクトロメータで測って、もし基準値をちょっと超えそうな食材があったら、そのゲルマニウムの方にまわしていただいて、きちんと測っていただきたいなということを考えております。今日もいろいろプレスとかの取材が入っておりますので、今日放送されるかもしれませんのでご覧いただきたいと思っております。

最後に「食品等の放射性物質測定の利用について」と書かれたペーパーも皆さまにお配りさせていただきます。後ほどご覧いただきまして、ご家族やご近所の方にお知らせいただければと思っております。私からの報告は以上です。どうもありがとうございます。

(会長)

食品の放射線の新しい夜明け、と言いますか、今日がその使い始めだそうですからどうぞご関心を持って…、そのペーパー皆さんに配布をお願いします。一般の人がたも利用は可能ですか？

(佐藤主査)

大丈夫です。横手市民であれば。

(会長)

そういうことだそうです。いろいろ心配な向きがありましたら、それこそゼロにしなきゃいけない人達、中にいらっしゃると思っておりますので。それから出荷する方々など、それからスーパーなどに並んでいるものが心配で買えない方など、いろいろとご利用いただければと。

引き続き、クリーンプラザのご説明をお願いします。

6. その他

(2) クリーンプラザよこての概要について・・・資料4

(佐藤副主幹)

はい。それでは引き続きまして、クリーンプラザよこての概要につきまして説明させていただきます。説明に入ります前に、先ほどスライドで説明いたしましたけども、今日の資料2ということで横長の放射能とは、ということで、秋田県のホームページにも載っているもので、ご覧になった方いらっしゃるかもしれませんが、改めて参考までに本日の資料として入れさせていただきます。特に9ページ最後のページですけども、会長さんからもお話ありましたけれども、

放射線というのは意外と身近にあって、自然界にも存在するよといったようなことが資料の中に入っておりますので、改めてご覧になっていただければと思います。それではクリーンプラザよこての概要について、説明を進めてまいりますけど、こちらのA3、横長の一枚ものありますけれども、こちらの資料にしたがいまして説明を進めていきたいのでよろしくお願いいたします。表裏が分からなくて恐縮なんですけども、上の方に新施設の名称、ごみ処理統合施設の名前をクリーンプラザよこてとしましたと、いう面を表面にご覧になっていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。クリーンプラザよこてという名称に決定したわけなんですけれども、この名称にこめられた意味ということで、下の方に記載しておりますが、クリーンな環境に貢献する広場と、そういった願いをこめました名前ということにしてございますので、今後よろしくお願いいたしますと思います。(1)安全安心な施設にするということで①②並べて記載してございますけども①のごみ処理統合施設整備検討委員会について、こちらの委員会については今年の8月から今年の6月まで9回にわたる会議を開催していただきました。こちらの整備検討委員会の会長には本審議会の会長であります佐川会長にこちらの委員会の会長にもあたっていただきまして、とりまとめ大変ご難儀をいただいたところです。あらためて感謝申し上げます。こちらの整備検討委員会の検討をいただいた内容で、今後整備運営の実施方針をまとめさせていただいたということでございます。その隣②ごみ処理統合施設環境保全委員会についてということで、かこみでご案内しております。こちらにつきましては、クリーンプラザよこての施設の運転及び管理に関しまして、市民の皆さんの参画もいただきながら、周辺環境の保全をはかっていくために今年の6月に設立をした委員会でございます。委員の総勢は25名でありまして、構成ですけれども地元の栄地区の住民の方16名いらっしゃいます。その他に市内横手地域から増田、大雄までの8地域の地域づくり協議会の委員の方から1名ずつ出ていただきまして、その方たちで8名、その他に横手保健所の佐藤次長さん、本審議会の委員でもご難儀をおかけしておりますけれども、佐藤次長さんにも環境に知見を有する方ということで入っていただきまして25名の委員会ということで、この後いろいろご審議をいただくということにしております。下の方ですけれども(2)今後の主な事業スケジュールについてということで、簡単に平成24年度、今年度分と来年度以降、25年度以降の分をまとめてございますが、平成24年度につきましては、7月24日で新施設の整備運営の実施方針をホームページ上で公表しているところでございます。その後9月議会に整備運営事業費の上限枠の設定ということで債務負担行為の設定を議案として提案するといったような流れでございまして、来年の3月に落札者の決定といったところまで進めてまいりたいと考えております。来年度以降ですけれども、実際に来年の6月に議会におきまして落札者との契約の議決をいただいた後に、25年度は用地の造成工事。26年度からはプラントの建設工事等が本格的に進んでまいりまして、平成28年4月の本稼動というところに進めてまいりたいと考えております。裏の方をご覧になっていただきたいんですが、こちらにはクリーンプラザよこての概要についてまとめております。資料左側にありますが、事業実施方針、こういう施設を造りますということでまとめたものでございます。施設の概要ですが、焼却施設、熱回収施設ということで書いておりますが、いわゆる焼却施設、こちらの処理方式はストーカ式焼却炉ということで、それに灰を資源化するという方式を採用するということになってございます。施設の規模は47.5tを焼却する炉を2つ整備するというので1日あたり95tの処理能力を有する施設ということでございます。その他にリサイクルセンターは1日あたり30tの処理能力を有するという施設を併せて整備していくということになってございます。中段にあります事業方式のところですが、DBOと書いておりますけどもDはデザイン、Bはビルド、Oはオペレートということで、設計・建設・運営までを一体で発注する公設民営の方式で事業を進めていく

ということにしております。事業の期間ですが、設計建設期間が来年7月から28年の3月まで、運営維持管理期間につきましては、平成28年4月から20年間、平成48年3月までを予定しているということでございます。事業者の選定方法ですけれども、総合評価一般競争入札ということで価格だけでなく、維持管理、運営サービス、技術力等を総合的に評価して落札事業者を決定する方式をとることにいたしております。その他2つほど書いてありますが、地元の企業が建設事業、運営事業に参加しやすい方式を採用しているということを書いております。また東日本大震災以後の電力の地産地消という考え方に基きまして、当施設におきましては発電を行うということにしております。資料右側をご覧くださいになっていただきたいのですが、上の方に灰の資源化について説明をさせていただいております。ストーカ式の焼却炉には、燃え殻であります主灰とバグフィルターにキャッチされる飛灰ということで2つの灰が排出されるわけですが、燃え殻の主灰というものをセメントの原料として資源化するということを決定してございます。この主灰と言うのはセメントの製造工程で必要となる粘土系の原料と成分が類似しているということでセメント工場が比較的隣に立地している施設ではこの方式を採用するケースが近年特に増えているということで、本市におきましてもこの方式によりまして、灰を資源化してまいりたいということでございます。これによりまして、最終処分場への埋立処分量を減量化できるということでその下のところに書いておりますけれども、これによりまして、市の試算におきましては従来方式の比較で、最終処分場の寿命がおよそ2倍になるだろうというふうに見込んでおります。また循環型社会への寄与ということで、近年ですと灰を高温で熔融する方式もあるわけですが、この方式ですと補助燃料として大量の化石燃料を使用する、もしくは大量の電力を消費するといったものが必要になるわけですが、主灰のセメント資源化ということで、そういった余計な燃料、電力を使用しなくても済むといったようなことでCO₂の抑制等にも大いに寄与できるといったことで考えております。その下ストーカ式焼却炉の説明を若干書いてございますが、上から3行目にあります、ストーカ式焼却炉の特性といたしまして、これまで大きなトラブルもなく、信頼と実績のある処理方式だといったようなことで、本市における新しいごみ処理場の焼却方式としてこのストーカ式焼却炉を採用したといったことを説明しております。この後も折につきまして当審議会でもご報告してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。

(会長)

ただいまのことで何かご質問ございませんか？他にご提案などは？

(伊藤洋二委員)

ストーカ式焼却の図面にですね、その他に発電に活用とありますね。完成した暁には発電の装置はついているのでしょうか？そうだとすればその電気はどこに使うのでしょうか？

(佐藤副主幹)

もちろん本稼動する際には、実際に発電はいたします。それで95tということでわれわれにとっては大きい施設なんですけど、発電施設という目で見るとそんなに大きくないということで、ごみの焼却に伴って発電される量といたしましては、日中、ごみ焼却施設とリサイクルセンター2つの施設が稼動している間は、電力の余裕分、いわゆる売電といえますか、外に供給する分の電力は期待できないだろうという程度の発電量しか見込めないんですが、夜間についてはリサイクルセンターは稼動しませんので、売電ができるような発電量は確保できるだろうと考えている

ところなんです、実際に電気を新たな公共施設に法整備してそちらの方に供給するといったようなことは現段階では考えておりませんが、実際に発電して、まあ買わなくてもいいと、自前で電気を作って、電気を電力会社から買わなくて済む分、大幅なコストメリットが発生するだろうというふうに考えております。

(伊藤洋二委員)

日中は自前の電気で発電できるし、夜は使わないからなんぼかでも売電はできるということですか？

(佐藤副主幹)

そうですね。はい。

(会長)

よろしゅうございますか？電気の問題でした。融雪などに利用できればいいんですけどね。他にございませんか？ただ今のことへのご質問。なければこれでこの件は終えたいと思います。他に市の報告でご準備している内容はございませんか？

(菊地次長)

はい。ないです。

(会長)

他に皆さんからご提案、緊急にとのご要望ございませんか？

(高山久子委員)

すみません。先ほど放射性物質の検査ということでお話伺ったんですけども、私の場合は大仙市の方に、今年の春山菜を出した場合、必ず検査を受けないとそういう山菜は出されないという条件付で検査していただいたんですが、全部有料なんです。それで大仙市の場合は検査有料でもいいからということで一件に対していくらというのをお支払いして、影響ないということで出しているんですが、かまくらとかあれば横手の方にも出ささせていただいてますし、東京大田区の方の祭りにも、11月の2、3、4と、もう行く予定たててるので、検査の方ですけども、大体、ごみ焼却の検査が一年半位で済むとなると、検査は無料となっておりますけど、ずっとやっていただけますか？その期限というのはどうなんでしょうか？

(会長)

お野菜の検査、いつまで続けられますかということですが。

(佐藤主査)

今のところは耐用年数の5年を考えてますが、その時の事情によって市内の中での話になると思います。ただ簡易検査ですので証明ができるかという証明書ではありませんので、どこかにおろす場合に証明書がなければダメですよといわれた場合には、ちょっとうちの検査ではダメなのかなと思います。ただ簡易検査で出ませんでしたと通知書とか結果報告書はお出しいたしますので、そちらの方を参考にさせていただけるのかなということしか言えないと思いますが。

(会長)

よろしゅうございますか？ということだそうです。他にございませんか？なければ今日の審議会これで終えたいと思いますが。どうも皆さんおつかれさまでした。ありがとうございました。あ、ちょっとお待ちになってください。市長さんの方から皆さんにご挨拶があります。

(市長)

本当にありがとうございます。最初の案件でございました震災がれきの受け入れに係わる部分につきましては、皆さま方のご発言をすべてメモさせていただきながら、すべてそれにお答えしてきたかなと思います。もちろん誰にとっても心配は心配でございますので、この後とも、心配にしっかり答えられるような検査体制、その報告体制、周知体制をとりながら、引き続き、市民の皆さまに安心していただける体制をつくっていくことをお約束申し上げまして、今日暑い中お集まりいただきました皆さまに御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

(菊地次長)

これで環境保全審議会、全部終了いたしました。どうも長い間ありがとうございました。

7、閉会

平成24年8月21日

議事録署名委員 高山久子

 高橋梅谷